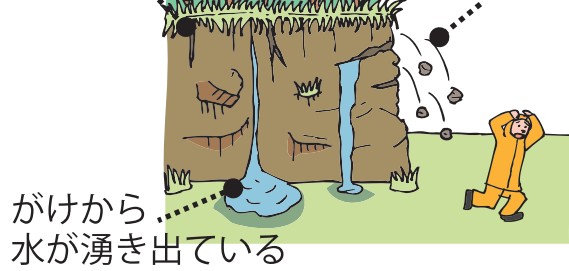


土砂災害の前ぶれ（予兆現象）に注意しましょう

土砂災害が発生する前には、予兆現象が見られることがあります。
大雨が降ったときに次のような状況を見たら、自主避難ルールに従って、すぐに避難対応を開始してください。

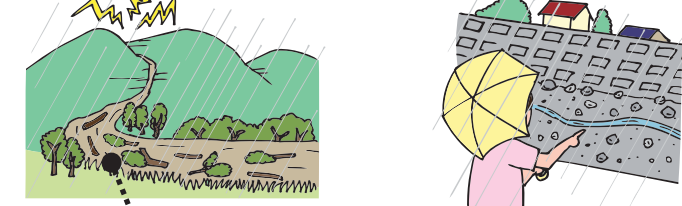
がけ崩れの発生前には・・・

がけに割れ目が見える がけから小石が
ばらばら落ちてくる



土石流の発生前には・・・

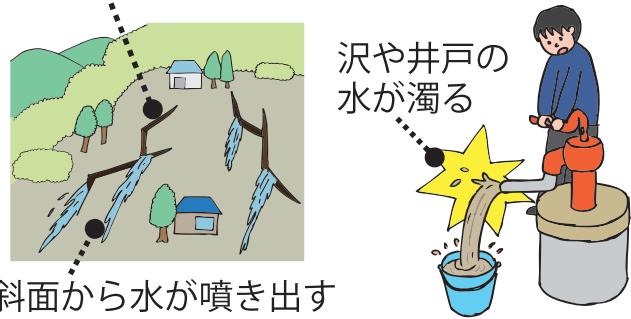
山鳴りがする



急に川の流れが濁り、流木が混ざっている
雨が降り続けているのに川の水位が下がる

地すべりの発生前には・・・

地面にひび割れができる



この他にも・・・

- ・地鳴り、木根のちぎれる音、岩の割れる音などがする
- ・ものの腐ったような臭い（腐葉土、下肥の臭い）がする
- ・小動物が異常行動（騒ぐなど）をとる

など



前橋市内で発生したがけ崩れのようす（平成17年7月）

作成：田口町自治会、前橋市危機管理室、群馬県砂防課、群馬県前橋土木事務所
群馬大学広域首都圏防災研究センター災害社会学研究室、NPO 法人環境技術研究所

保存版 平成26年9月作成

洪水
土砂災害を
我がこと
と考える

前橋市田口町自治会版

自主避難計画

この自主避難計画は、『田口地区の防災を考える住民懇談会』において、自治会長をはじめとした有志住民によって検討され、作成されたものです。



- ▶自治会が定めたいざというときの**自主避難ルール**
- ▶自主避難を始めるきっかけや、緊急時の避難場所を示した**緊急避難地図**
- ▶町内にお住まいの**住民一人ひとりが日頃からしておくこと**

本冊子には、洪水・土砂災害への備えとして、田口町にお住まいの皆さんに知っておいてほしいことが記載されていますので、一度目を通しておいてください。

いざというときの自主避難ルール

田口町は、土砂災害の危険性はそれほど高くはありませんが、**中沢川や法華沢川など区内を流れる中小河川があふれたり、道路が浸水する危険性**があります。

このような洪水・土砂災害から身を守るためには、平穏な今のうちから、住民一人ひとりが**いざというときに取るべき対応をしっかりと理解しておく**ことが大切です。

自治会では、洪水・土砂災害の発生に備え、自主避難ルールを作成しました。いざというときは、この**自主避難ルールにしたがって行動**してください。

原則

巨大台風の襲来が予想される場合など、早い段階で避難の必要性を判断できる場合

- ・市役所 TEL：(代表) 224-1111
- ・南橋市民サービスセンター (南橋公民館) TEL：231-2376
- ・桃川小学校 TEL：231-1779
- ・荒牧小学校 TEL：233-3080
- ・田口町公民館 TEL：235-0326

または

親戚、友人宅など
市内に限らず
より安全な場所

へ早めに避難しましょう。

※開設は、台風の状況により市が判断します。避難する前に、**市役所危機管理室 (TEL:898-5935)**に問い合わせてください。

逃げ遅れたら

突然の豪雨が発生するなど、自治会最寄りの安全な場所への避難が困難な場合

自宅や近隣のお宅の上層階に待避することも含め、周辺の状況に応じて、各自で**区内の比較的安全な場所へ避難**することが必要です。

自治会で定めた以下のルールにしたがって行動して下さい。

1 警戒の開始

報告体制・連絡体制は次ページに記載

- (1) 雨が降り出したら、**住民**はワンカップ等で雨量計測を開始する。
- (2) 以下の状況（報告する雨量の目安）になったら、**報告体制**にしたがい報告する。

報告する雨量の目安

- ワンカップを使用した場合の目安
- 時間雨量 20mm に達した場合・・・ワンカップに1時間で2cmの水がたまった場合
 - 連続雨量 100mm に達した場合・・・ワンカップから水があふれた場合

- (3) **自治会長**は、その旨を田口町全域に周知するため、**連絡体制**にしたがい連絡し、自主避難の準備をはじめよう、呼びかける。
- (4) **住民**は、周辺の様子に注意するとともに、いつでも避難することができるように準備する。



3 いざというときの連絡方法や、情報の入手方法を確認する

洪水・土砂災害が発生する可能性が高くなると、気象台、県、前橋市からも、**気象情報をはじめ様々な情報が発表**されます。こういった情報は、携帯電話会社が提供する**緊急速報メール**、市の**まちの安全ひろメール**（事前登録制）、市が配布する**防災ラジオ**（有償）、**テレビ**などから入手できます。自分から積極的に情報を入手する習慣をつけましょう。



なお、避難の呼びかけは自治会長、副会長、組長代表、組長や近所の方で行いますので、**連絡方法を確認**しておきましょう。



土砂災害警戒情報

地域の雨量などを考慮して、土砂災害発生危険性が高まった地域に対して、**気象台と県から市町村単位**で発表される情報

特別警報

数十年に一度の大雨などにより、重大な災害が発生する可能性が非常に高まった場合に**気象庁から市町村単位**で発表される情報

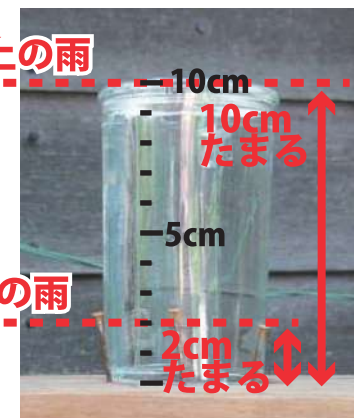
避難準備情報 避難勧告 避難指示

災害によって被害を受ける可能性の高い**地域**の住民に対して、**前橋市役所**から発表される情報

4 雨量に注意する

洪水・土砂災害は、雨が原因で発生する災害です。雨が降り出したら、ワンカップ等を使って、**各自で雨量を計測**する習慣をつけましょう。

連続雨量で
100mm以上の雨



1時間に
20mm以上の雨

警戒を開始する目安の雨量

- 1時間に20mm以上の雨
- 連続雨量で100mm以上の雨
(降り始めてからの総雨量が100mmを超える)

ワンカップを利用した雨量計測

住民一人ひとりが日頃からしておくこと

1 避難場所を確認する

あくまでも、早い段階で安全な場所へ避難することが大原則ですが、逃げ遅れてしまった場合は、その場その時の状況で最も安全と思われる場所へ避難しましょう。

早い段階での避難先

- ・事前に大型の台風や大雨が予想される場合
- ・夜中に雨が降り続けると予想される場合
- ・いつもと違うと感じた場合

・市役所	TEL：(代表) 224-1111
・南橋市民サービスセンター (南橋公民館)	TEL：231-2376
・桃川小学校	TEL：231-1779
・荒牧小学校	TEL：233-3080
・田口町公民館	TEL：235-0326

※開設は、台風の状況により市が判断します。避難する前に、市役所危機管理室 (TEL:898-5935) にお問い合わせください。

または

親戚、友人宅など市内に限らずより安全な場所

逃げ遅れたときの避難先

いつ?

- ・浸水の中を避難しなければならない場合
- ・浸水や土砂が迫ってきた場合

どこへ?

- ・がけや沢から離れた最寄りの高い建物や高台
- ・自宅の高いところ、斜面から離れた部屋

記入欄

本冊子で確認し記入

2 地域の洪水・土砂災害危険箇所、避難経路を確認する

落ち着いて避難できるように、前ページの『洪水・土砂災害緊急避難地図』で、自宅周辺の危険箇所や避難経路を確認しておきましょう。

この他にも、土砂災害が発生する前に見られる予兆現象として、一般的なものを裏表紙に示しましたので、確認しておきましょう。



2 自主避難の開始

報告体制・連絡体制は本ページ下段に記載

(1) 住民は、「いつもと違う（洪水・土砂災害につながると思われる）状況」を確認したら、すぐに報告体制にしたがい報告する。

※緊急避難地図や裏表紙に示す予兆現象など

(2) 自治会長は、集まってきた情報が以下の自主避難基準に達したら、自主避難勧告を発表する旨を連絡体制にしたがい連絡する。

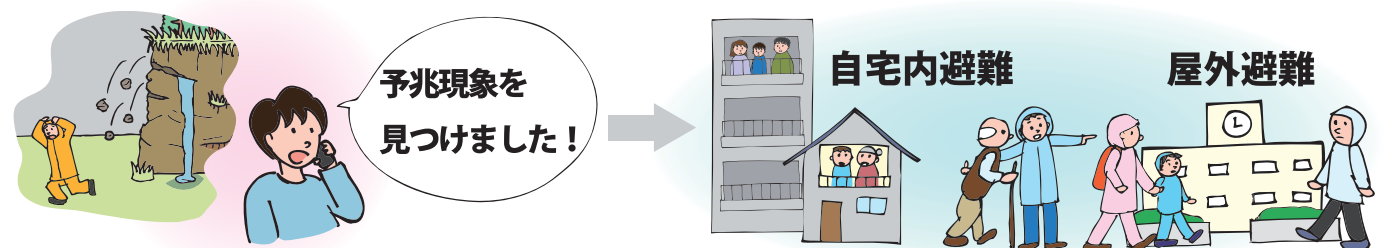
特に、地図に☐で示した「がけ崩れ」の恐れがある世帯に対しては、副会長から組長を通じて直接、自主避難を呼びかける。

自主避難基準(①～⑤のいずれか1つでも確認したら組長へ報告する)

- ①: 大雨時に大正用水への「分水口」が詰まり、「中沢川」の水があふれそうになった場合
- ②: 「中沢川」の水が国道にあふれそうになった場合
- ③: 「旧桃の木川」の水があふれそうになった場合
- ④: 「法華沢川」の水が国道にあふれそうになった場合
- ⑤: 前橋市役所が「避難勧告」・「避難指示」を発表した場合

(3) 住民は、自宅内の少しでも安全なところ（2階以上）へ避難する。

地図に☐で示した世帯は、自宅周辺の比較的安全な場所へ避難するか、屋外への避難が困難な場合は、自宅内の少しでも安全な場所（2階以上）へ避難する。一人で避難することが困難な方がいる場合は、あわせて避難の支援を行う。

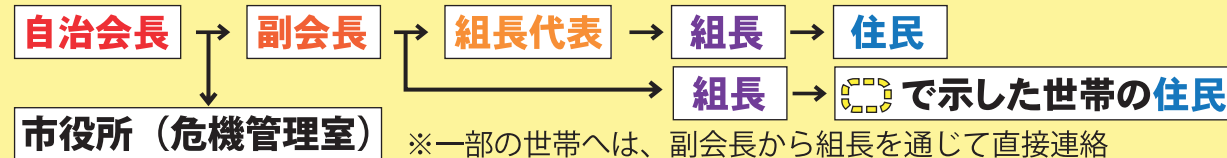


※道路が冠水している中での屋外避難は危険を伴うため、浸水を避け、なるべく移動距離を短くすることを考える。

報告体制



連絡体制



前橋市 田口町 自治会 洪水・土砂災害 緊急避難地図

法律によって指定された地域の危険箇所

- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）

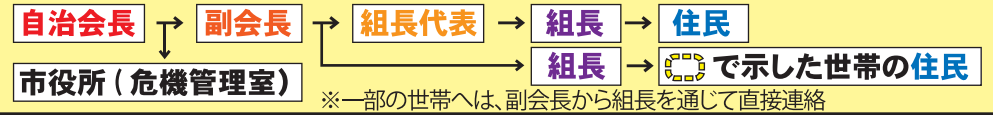
2014年(平成26年)9月作成

自主避難基準

①～⑤のいずれか1つでも確認したら組長へ報告する

- 大雨時に大正用水への「分水口」が詰まり、「中沢川」の水があふれそうになった場合
- 「中沢川」の水が国道にあふれそうになった場合
- 「旧桃の木川」の水があふれそうになった場合
- 「法華沢川」の水が国道にあふれそうになった場合
- 前橋市役所が「避難勧告」「避難指示」を発表した場合

連絡体制



大雨で道路が冠水する

昭和22年
がけ崩れで用水がふさがり
国道まで水があふれた
(これをきっかけに用水が暗渠化)

2 <自主避難基準>
中沢川の水が国道に
あふれそうになったら

平成24年
水路(国道下の暗渠)が
詰まり国道17号に
水があふれる

土砂の落下や
巨石がある

大雨で土砂を
含む雨水が道路
にあふれる

急な斜面のため
土砂崩れで水路、
国道が閉塞の危険性あり

大雨時に道路側
溝の水があふれる

中沢川があふれた

昭和30年代
中沢川があふれた

橋地区30組の一部

グリーンドア
(3階建て)

3 <自主避難基準>
旧桃の木川の水が
あふれそうになったら

1 <自主避難基準>
大雨時に大正用水
への分水口が詰まり、
中沢川の水が
あふれそうになったら

田口県営住宅
(4階建て)

昭和40年頃
がけ崩れ
(現在対策済み)

平成24年8月
土手法面が
崩れた

地盤が低く水がたまる
大雨で道路冠水

2、3年に1回程度
床下浸水

平成25年6月頃
道路上を水が流れ、
低い土地をつたって
大正用水まで流れた

昭和60年頃
法華沢川の水位が高く
水路を逆流して床下浸水
(普段の流れは少ない)

斜面が竹やぶのため
土砂災害に注意

八幡地区8組の一部

4 <自主避難基準>
法華沢川の水が国道に
あふれそうになったら

住民懇談会で把握した地域内の 土砂災害危険箇所および避難場所

- 降雨時に確認される予兆現象および危険箇所
- 過去に災害が発生した場所および危険だった場所
- 比較的安全と思われる場所や建物
- 避難開始の目安となる現象
- 土砂災害に特に注意が必要なお宅

○早い段階での避難先

- 市役所、南橋市民サービスセンター(南橋公民館)、桃川小学校、荒牧小学校、田口町公民館
- ※開設は、台風の状況により市が判断します。避難する前に、市役所危機管理室に問い合わせてください。
- または、親戚、友人宅など市内に限らずより安全な場所

○逃げ遅れたときの避難先

- 土砂災害に特に注意が必要なお宅
- 自宅周辺の比較的安全と思われる建物や場所へ避難するか、自宅内の少しでも安全な場所(2階以上)へ避難
- その他のお宅
- 自宅内の少しでも安全なところ(2階以上)へ避難

※早い段階での避難先とは
道路の浸水や沢のはん藍が始まる前の安全に避難することができる状況の場合に、ある程度の期間、滞在することも可能となる安全な避難先のことです。

※逃げ遅れたときの避難先とは
道路が浸水したり、沢があふれそうになったりして、避難することが危険な状況となってしまった場合に、緊急的かつ一時的に命を守るための避難先です。

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第219号)